

浄化槽の適切な維持管理チェック

浄化槽は微生物の働きで汚物を分解し、きれいな水にして放流する装置です。

適切な維持管理をしないでそのままにしていると、徐々に汚泥がたまり、放流水とともに流れ出て、地域の環境汚染につながります。

常に微生物が良好な状態で活発に働けるように、維持管理を行いましょう！

なお、維持管理をする上でのチェックリストを作りましたので、自己診断チェックをしてみてください。

内容	チェック
① 定期的に「保守点検」を行っていますか？ ⇒保守点検は4か月に1回以上、必要です。	
② 「清掃」を行っていますか？ ⇒清掃は年1回以上、必要です。適切な清掃でないと汚泥がたまり、放流水とともに流れ出てしまいます。	
③ 「保守点検」「清掃」の業者を把握していますか？ ⇒保守点検業者は知事の登録、清掃業者は市長の許可を受けています。ご家庭ごとに契約を結んでいますので、業者を把握しておきましょう。	
④ ブロアー(モーター)の電源が切れていませんか？ ⇒微生物活性化のため、空気を送り込む必要があります。	
⑤ 劇薬を含む洗剤を使用していませんか？ ⇒塩素系洗剤は、微生物が死んでしまうことがあります。	
⑥ トイレトペーパー以外の紙類を流していませんか？ ⇒新聞紙、タバコの吸い殻、紙おむつ、衛生綿、生理用品などの異物は流さないでください。	
⑦ 台所で油類を流していませんか？ ⇒油脂類はできるだけ浄化槽内に流入させないでください。ひどい汚れは紙類でふいてから洗ってください。	
⑧ 「法定検査」を受けていますか？ ⇒毎年1回、浄化槽法11条に定める水質検査を受けなければなりません。この検査は、「保守点検」及び「清掃」が適正に行われているか判断するものですので、必ず受けて下さい。	

※以上、1つでも「チェック」があれば要注意です。